

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
59	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和6年8月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年4月30日終了】 (2)物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割課税世帯分)の支給事務 (3)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯等)の支給事務 (4)物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)の支給事務 (5)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)支給事務 (6)定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務
③システムの名称	福祉総合システム、番号管理システム、中間サーバー、物価高騰対応重点支援給付金システム
2. 特定個人情報ファイル名	
1-②-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)支給事務:物価高騰対応重点支援給付金関連情報ファイル 1-②-(6)支給事務:定額減税補足給付金関連情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	1-②-(1)、(2)、(3)支給事務:西尾市健康福祉部福祉課 1-②-(4)、(5)支給事務:西尾市子ども部子育て支援課 1-②-(6)支給事務:西尾市総務部税務課
②所属長の役職名	1-②-(1)、(2)、(3)支給事務:西尾市健康福祉部福祉課主幹 1-②-(4)、(5)支給事務:西尾市子ども部子育て支援課長 1-②-(6)支給事務:西尾市総務部税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	西尾市健康福祉部福祉課・子ども部子育て支援課・総務部税務課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話0563-56-2111(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	西尾市健康福祉部福祉課・子ども部子育て支援課・総務部税務課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話0563-56-2111(代表)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年6月3日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [O]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	表紙 評価書名	物価高騰対応重点支援給付金に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年4月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	西尾市は、物価高騰対応重点支援給付金の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	西尾市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようリスクを軽減させるための適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	
令和6年4月1日	①事務の名称	物価高騰対応重点支援給付金に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務	事後	
令和6年4月1日	②事務の概要	物価高騰が続く中、特に家計への影響が大きい低所得世帯(住民税均等割非課税世帯)の負担軽減を図るため、1世帯あたり7万円を給付する。	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)物価高騰対応重点支援給付金の支給事務 (2)物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割課税世帯分)の支給事務	事後	
令和6年4月1日	法令上の根拠	・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条別表第一 101の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第74条	・番号法第9条第1項 別表第一 101の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	事後	
令和6年4月1日	②法令上の根拠	・番号法第19条第8号及び別表第二 121の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4	・番号法第19条第1項第8号別表第二の121の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	事後	
令和6年4月30日	②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)物価高騰対応重点支援給付金の支給事務 (2)物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割課税世帯分)の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年4月30日終了】 (2)物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割課税世帯分)の支給事務 (3)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯等)の支給事務	事後	
令和6年6月3日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年6月3日	IIしきい値判断項目 1. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年12月1日時点	令和6年6月3日時点	事後	
令和6年7月1日	I-2-②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年4月30日終了】 (2)物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割課税世帯分)の支給事務 (3)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯等)の支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年4月30日終了】 (2)物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割課税世帯分)の支給事務 (3)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯等)の支給事務 (4)物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)の支給事務 (5)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)支給事務	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月1日	I-5-①部署	西尾市健康福祉部福祉課	1-②-(1)、(2)、(3)支給事務:西尾市健康福祉部福祉課 1-②-(4)、(5)支給事務:西尾市子ども部子育て支援課	事後	
令和6年7月1日	I-5-②所属長の役職名	西尾市健康福祉部福祉課	1-②-(1)、(2)、(3)支給事務:西尾市健康福祉部福祉課主幹 1-②-(4)、(5)支給事務:西尾市子ども部子育て支援課長	事後	
令和6年7月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	西尾市健康福祉部福祉課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話0563-56-2111(代表)	西尾市健康福祉部福祉課・子ども部子育て支援課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話0563-56-2111(代表)	事後	
令和6年7月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	西尾市健康福祉部福祉課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話0563-56-2112(代表)	西尾市健康福祉部福祉課・子ども部子育て支援課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話0563-56-2112(代表)	事後	
令和6年7月1日	I-3個人番号の利用	・番号法第9条第1項 別表第一 101の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条	・番号法第9条第1項 別表135の項	事後	
令和6年7月1日	I-4-②法令上の根拠	・番号法第19条第1項第8号別表第二の121の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4	(照会の根拠) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	
令和6年8月1日	I-1-②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年4月30日終了】 (2)物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割課税世帯分)の支給事務 (3)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯等)の支給事務 (4)物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)の支給事務 (5)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)支給事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)物価高騰対応重点支援給付金の支給事務【令和6年4月30日終了】 (2)物価高騰対応重点支援給付金(住民税均等割課税世帯分)の支給事務 (3)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(住民税非課税世帯等)の支給事務 (4)物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)の支給事務 (5)令和6年度物価高騰対応重点支援給付金(こども加算分)支給事務 (6)定額減税補足給付金(調整給付)の支給事務	事後	
令和6年8月1日	I-2特定個人情報ファイル名	物価高騰対応重点支援給付金関連情報ファイル	1-②-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)支給事務:物価高騰対応重点支援給付金関連情報ファイル 1-②-(6)支給事務:定額減税補足給付金関連情報ファイル	事後	
令和6年8月1日	I-5-①部署	1-②-(1)、(2)、(3)支給事務:西尾市健康福祉部福祉課 1-②-(4)、(5)支給事務:西尾市子ども部子育て支援課	1-②-(1)、(2)、(3)支給事務:西尾市健康福祉部福祉課 1-②-(4)、(5)支給事務:西尾市子ども部子育て支援課 1-②-(6)支給事務:西尾市総務部税務課	事後	
令和6年8月1日	I-5-②所属長の役職名	1-②-(1)、(2)、(3)支給事務:西尾市健康福祉部福祉課主幹 1-②-(4)、(5)支給事務:西尾市子ども部子育て支援課長	1-②-(1)、(2)、(3)支給事務:西尾市健康福祉部福祉課主幹 1-②-(4)、(5)支給事務:西尾市子ども部子育て支援課長 1-②-(6)支給事務:西尾市総務部税務課長	事後	
令和6年8月1日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	西尾市健康福祉部福祉課・子ども部子育て支援課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話0563-56-2111(代表)	西尾市健康福祉部福祉課・子ども部子育て支援課・総務部税務課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話0563-56-2111(代表)	事後	
令和6年8月1日	I-8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ	西尾市健康福祉部福祉課・子ども部子育て支援課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話0563-56-2112(代表)	西尾市健康福祉部福祉課・子ども部子育て支援課・総務部税務課 〒445-8501 愛知県西尾市寄住町下田22番地 電話0563-56-2111(代表)	事後	